

② 貸与状況

区 分	継続貸与	新規貸与		計
		応募者数	採用者数	
高等学校 高等専門学校	89人	44人	42人	131人
大 学	165人	103人	89人	254人
計、	254人	147人	131人	385人

2 福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与制度

(1) 貸与資格

① 県内の高等学校の定時制課程又は、通信制課程に在学している者であること。

ただし、広域通信制に在学する者にあつては、県内に住所を有する者であること。

② ア. 経済的理由により著しく修学が困難な者で、その者の年間の所得が174万円以下の者であること。

イ. その生徒が扶養親族（税法上の扶養親族）を有している場合は、その生徒の年間所得が所得税法に基づく課税の対象とならない額の最高額の135%以下であること。

ウ. 生徒を扶養親族としている者がいる場合（生徒の年間収入が92万円以下であつて、その生徒が税法上の扶養親族として認定されていること）は、その扶養している者の年間所得が所得税法に基づく課税の対象とならない額の最高額の135%以下であること。

③ 経常的収入を得る職業に就いていること。

④ 日本育英会の奨学金又は福島県奨学資金の貸与を受けていない者であること。

(2) 貸与月額

定時制課程

1 学年～3 学年 8,000 円

4 学年 7,000 円

通信制課程

1 年次生～3 年次生 8,000 円

4 年次生 7,000 円

(3) 貸与期間

修学資金の貸与を受けた月数を通産して4年以内とする。

(4) 返 還

退学又は、修学資金の貸与を辞退等により貸与契約を解除された場合は、その日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した後、月賦又は半年賦により返還する。

(5) 債務の免除

高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したときは、修学資金の債務を免除する。

(6) 平成元年度貸与状況

学 年 別	定 時 制	通 信 制	計
1 年 生	37人	3人	40人
2 年 生	37	1	38
3 年 生	54	0	54
4 年 生	43	8	51
計	171人	12人	183人

3 日本育英会奨学金制度

日本育英会奨学生のうち、県内で取り扱う奨学生は、高等学校奨学生の在学採用と高等学校・高等専門学校奨学生、大学奨学生の予約採用である。

1 元年度の採用状況

(1) 高等学校奨学生（在学採用）

募集対象 高等学校に在学する生徒

募集時期 4月、9月

採用人員 208人

奨学金月額 別表1参照

(2) 高等学校・高等専門学校奨学生（予約採用）

募集対象 中学校第3学年に在学する生徒で、平成2年4月に高等学校又は高等専門学校へ進学を希望している者

募集時期 4月

採用人員 212人

奨学金月額 別表1参照

(3) 大学奨学生（予約採用）

募集対象 高等学校最高学年に在学又は卒業後1年以内の者で、平成2年4月に大学へ進学を希望している者

募集時期 4月

採用人員 395人

奨学金月額 別表1参照

(別表1) 奨学金月額表

区分	国 公 立		私 立	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
高校	11,000円	16,000円	23,000円	28,000円
高専	14,000円	15,500円	25,000円	28,000円
短大	29,000円	35,000円	37,000円	44,000円
大学	29,000円	35,000円	38,000円	48,000円

2 奨学金の交付

奨学金の交付は、毎月1回、直接本部から奨学生個人の銀行預金口座に振り込むことにより行う。

4 財団法人福島県学生寮

1 男子寮の概要

(1) 所在地 千葉県松戸市松戸638の4

(2) 施設 鉄筋コンクリート造り3階建

(3) 収容定員 127名